

令和3年2月18日開会

令和3年2月18日閉会

第748回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 4 8 回湯川村農業委員会会議録

第 7 4 8 回湯川村農業委員会定例総会を令和 3 年 2 月 1 8 日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（6 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	鈴木 光 雄	2 番	小 沼 幸 子
4 番	星 正 大	5 番	鴻 巢 重 人
6 番	佐 藤 敬 一	7 番	兼 子 房 男
9 番	渡 部 正 美	10 番	兼 子 力
11 番	佐 藤 孝 志	12 番	山 口 栄 子
13 番	武 藤 喜久子	14 番	中 島 和 裕
15 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（2 人）・欠席推進委員（0 人）

3 番	齋 藤 真 助	8 番	津 村 榮 喜
-----	---------	-----	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	坂 内 真 隆	大 場 尚 子
-------	---------	---------

4. 本日の会議の案件

- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の検討について
- 議案第 6 号 「農地移動適正化あっせん基準」の一部改正について
- 議案第 7 号 「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。今年の冬は例年に戻り、積雪の量が多い冬となっております。そして本村基幹産業の農業でございますが米価が本当に大幅に下落しております。コロナ禍の中で米の需要が減少しておりますので平年作を上回れば大幅に米の調整が過剰になるわけでございます。また、コロナ対策につきましては、緊急事態宣言は首都圏を挟んでおりますが感染者数は大幅に減少しております。コロナのワクチンについても接種が開始されておりますので、これから暖かくなればコロナの感染者数も減少されるのでは、と思っております。なお、この冬期間におきまして、大規模農家の方が廃業と言いますか、田んぼを貸したいという方が出ております。今まで認定農業者で大規模経営をさ

れていた70代後半から80代の方がリタイヤをされておりますので、かなりの面積が出し手側として出ているのが現状です。これにつきましては高齢化の中で担い手が不足しておりますので、これからはリタイヤされる方が増加するのではないかと考えております。そういう意味では農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が本当に益々増大になってくるわけですので、よろしくお願いをしたいと思っております。それでは座って進めさせていただきます。本日の出席状況でございますが、農業委員から3番委員、8番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、11番委員が出席されておりますが、遅参ということだと思われまのでご報告いたします。農業委員8名中6名出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第748回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。
2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に7番委員と2番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第3号を朗読。続けて3ページを別紙により説明。整理番号1番について説明いたします。申請人は下樽川集落の■■■■さんです。申請地は大字田川字サエン乙35番、地目は畑、面積は155㎡、他1筆でありまして合計面積は260㎡です。転用の事由であります。■■■■さんが結婚された当時、家族が増えたことにより古い農家住宅では個室が少なく母屋が手狭になったため増築に至りました。増築の際、母屋の東側には倉庫があり、南側は通路、ですので西側の空いている土地に増築をしたということですが、自宅の敷地内であったため、地目等、特に気にも留めず増築してしまわれました。お父さんが亡くなられ相続手続きを進める際に、土地、家屋について確認をしたところ、申請地が農地であること、さらに無許可であることが判明したため手続きを経て許可を受けたいということになります。転用の時期及

び転用の目的に係る事業又は施設の概要であります。工事期間は許可の日から令和3年4月30日。4月30日は転用が許可される日を想定しております。利用期間は永年。事業等の概要ですが、住宅の増築であります。付近に及ぼす影響は特にないと思われま。5ページ、6ページをお開きください。5ページには公図を載せております。6ページの土地利用計画図を見ていただきたいのですが、緑で枠どった部分が申請地であります。乙36が増築部分と駐車場、下の乙35が庭や池となっております。乙36と乙35の間に隙間がありまして、払い下げ予定道と書いてあると思うのですが、この部分は、公図上道があるようになっています。属にいう赤道というものですが、この赤道は払い下げして購入するという手続きを現在総務課と進めているところであります。こちらの農地は、公共施設便益区域内の3種農地に該当するため、転用基準には合致していると考えます。

転用の事由の際に申し上げましたが、実は、申請地は既に宅地化になっておりまして、固定資産税も宅地で課税されております。■■■■さんは、このようなことが分かった時点で早急に対応しなければならないことは十分承知されておりましたので、故意的に転用しなかったわけではなく、本当に知らなかったということでありま。委員の皆さんにご迷惑をお掛けし申し訳ありませんでしたということをお仰っておりましたので、ご理解いただきたいと思いま。なお、2月12日に下樽川集落担当委員の2番委員、そして4番委員、13番委員の3名で現地調査を行っております。また、顛末書も提出していただいております。議案第3号の説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して下樽川集落担当委員からの報告をお願いします。2番委員、お願いします。

2番委員 別紙農地法第4条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当集落委員からの説明について、発言のある方は挙手願いま。質疑はございませんか。

議 長 ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思いま。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切りま。これより意見を徴しま。14番委員。

14番委員 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について意見を述べま。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思いま。以上です。

議 長 これより、議案第3号を採決したいと思いま。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めま。これより議案第3号農地法第4条第1項の規定による

許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議長 日程第4、議案第4号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、7ページをお開きください。議案第4号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書7ページにより朗読。8ページからの案件、新規10件、再設定20件について説明。新規案件について申し出に至った経緯の詳細を説明。整理番号2番は、昨年12月案件の際[]さんと[]さんが利用権設定された農地の一筆で、一枚の田の一部となっていたことが判明し、担当集落委員の働きかけにより利用権設定契約に結びつけられたこと。整理番号21番については、農作業受委託で行っていたものを、機械の故障により利用権設定することとなったこと。整理番号23番から26番までの[]が新規として借受人となったが、24番、25番については5番委員、12番委員が動いていただいたことによる新規契約であること。また、27番、28番については、借受人が個人から農地所有適格法人へとしたことによる新規であること。そして、受付コード33番、34番は農地中間管理事業による新規であること等を説明。最後に農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとする旨を述べた。

議長 はい。今回は件数がかなりございます。事務局が契約を受け付けた時に細部まで聞き取りをしておりますが、本来であれば今までは新規に関しては担当地区の方が調査をしてここで報告していただいております。新規については、やはり地区担当委員で割り当てられておりますので、そこだけでも電話等で確認だけはしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事を進めます。議案第4号整理番号2番につきまして、[]が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。[]には、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、退席をお願いします。

議長 これより整理番号2番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたしますが、先ほど事務局がかなり詳しく説明しましたのでこれより整理番号2番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ないですか。

(ありません、の声)

議長 なければ質疑を打ち切りたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。14番委員お願いします。

14番委員 議案第4号整理番号2番、農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているのです。原案のとおり決定したいと思います。以上です。

議 長 これより議案第4号、整理番号2番を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第4号、整理番号2番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第4号、整理番号2番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 ■■■■■の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第4号整理番号2番以外であります。議案第4号整理番号2番以外に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 今回の米丸集落そして八日町集落の新規案件については、5番委員、そして12番委員におきましては大変ご苦労さまでありました。

議 長 それでは、これより整理番号2番以外に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番委員 はい、議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 整理番号1番と19番の借受人についてであります。■■■さんは現在72歳ということでありまして、それで10年契約となりますと、82歳ということになります。同じく■■■■■さんも現在70歳で10年契約ですので80歳ということになりますが、健康でいてくださるとは思いますが、その辺について事務局の考えをお願いします。

議 長 事務局、補足説明願います。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 整理番号1番の■■■さんであります。現在72歳ではあります。まだまだ元気でいらっしゃいますし、後継者もおられます。万が一、10年間の間で何かがあったとしても後継者がおりますので問題ないと思われ。また、26ページの■■■■■さんにつきましても、現時点では後継者がおられますので、そこも特に問題ないと思われ。

議 長 7番委員よろしいでしょうか。

7番委員 はい、わかりました。

議 長 現時点では二人後継者がおられる方ですので特に問題ないと思われ。その辺は皆さんも柔軟に対応していただきたいと思われ。他にございません。

か。

15番委員

はい、議長。

議長

はい、15番委員。

15番委員

利用権設定にあたっての農業経営の状況等にある農業従事日数ですけども、
さんが360日、さんが300日となっておりますが、
これは何を基準にカウントされているのか。であれば365分の
360日従事しているということであります。労働基準法等からすれば年間240日
程度しか働いてはいけないこととなっていると思いますので、その辺内容的に
教えてもらえればありがたいのですが。

議長

特に畜産経営をされている方でありまして365日で書かれる方もおります。朝
晩の飼料管理をしているわけでありまして。また、野菜出荷されている方も
そうであります。借受人代表者だけではなく複数で行う場合や、水稲だけで
250日程度だと思われそうですが、日曜日以外は水稲以外でいろいろ作業をして
いるといったことで書かれる方もおります。利用権設定関係書類の中ですべて
正しく記載されているのかということでは、概ねの部分もあると思いますので、
回答にはなっていないかもしれませんがご理解いただきたいと思ひます。

15番委員

適正な日にちというのがあると思いますので、例えば農業従事日数を3日と書
いて提出した場合、事務局はチェックすると思うのです。その日数では受理で
きないと思いますので、適正に聞き取りをしていただいて記載してほしいと思
ひます。

事務局

はい、分かりました。

15番委員

申請するにあたっては、皆さん迷うところだと思うんです。先の質問で高齢者
の質問が出ましたが70代で元気に農家をしている方はたくさんいらっしゃる
ようですが、途中でリタイヤと言いますか、後継者がいればいいですが正直
10年というのは長いようにも感じます。そういう部分も含めて、受理する際
は話を聞いてあげていただきたいと思ひます。

事務局

はい、分かりました。

議長

特に利用権設定は、合意解約もある程度簡単にできます。農地中間管理機構を
通して貸借した場合は担い手に貸すという位置づけがありますが、認定農業者
についても昔は65歳まででありました。65歳以上であれば後継者がいるこ
と、という縛りもございました。また、水田ですと4ヘクタール以上ないと認
定農業者になれないなどと、認定農業者になるためのハードルは高かったの
ですが、そのようなことを言っておりますと日本の農業人が限られた人になっ
てしまいます。そういうことを考えますと意欲のある人は80歳であろうと90
歳であろうとやれるわけでありまして。ただ契約となりますと10年スパンは長
いと思ひますので、そういう部分も含めて新規契約に関しては皆さんも現場で
も聞き取り等を行っていただいて確認・行動に移していただきたいと思ひます。

議長

他にございませんか。

7番委員

はい、議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 35ページの■■■■と■■■■との利用権設定で、農業経営の状況等に面積が記載されていないようですが、これについて説明願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 こちらにつきましては、農地所有適格法人になられたばかりでありまして、■■■■農業委員会に確認したのですが、法人としての面積は今現在まだないということでありました。■■■■さん個人としては面積を持っておられます。現在、個人から法人に手続きを進めておられる最中でありますので、現時点においての法人としての面積はゼロということであります。

議長 いずれ最初は他の方もそうであります。合意解約をされて全面積を切り替える必要がありますので、契約期間中は個人で借りていて、更新の際に法人として借受けるという方もおられます。内容については事務局の説明のとおりであります。他にございませんか。

14番委員 はい、議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 37ページですが、■■■■さんと■■■■さんの案件で、■■■■さんの農業経営の状況等の記載がないようであります。また、それに伴いまして、■■■■さんは■■■■さんに直接利用権設定の申し出をされたのではなく、福島県農委業振興公社を通して設定された理由はあるのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 農地中間管理事業で賃貸借をされますと、離農する方の自作面積が10アール以下ですと経営転換協力が支払われます。また、固定資産税の面でも優遇措置もあります。■■■■さんと■■■■さんが直接利用権設定を結ばなかったもう一つの理由としましては、■■■■さんは大勢の方の農地を借りておりますので、一人ひとりの口座に振り込む手続きもかなり大変であります。農地中間管理事業で行いますと、■■■■さんの口座から、公社が差し引いてくださいますので、そういったメリットもございます。

議長 14番委員よろしいでしょうか。

14番委員 はい、わかりました。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 関連して質問させていただきます。農地中間管理機構を通して農地の貸借をする場合は、確か借りたい人の申し出があり複数手を挙げていた場合は、調整会議等を開いたうえで決定するようになっていたと思うのですが、今回の場合は全くそういう希望者が無く、受け手の■■■■さんがお一人であったので調整会議等を開かないで■■■■さんと■■■■さんの1対1という形になったのか、それと

も全くそういった会議を開かないで単純に■■■さんと■■■さんが相対で結ぶこととなったのか。農地中間管理機構を通せばメリットは受けられるから通したというだけなのか。調整という行為を、今の中間管理機構を使う事業が実際動いているのかということをお聞きしたいです。複数人、手を挙げていたのかどうか。

議 長
事 務 局

事務局説明願います。

はい、議長。先ほどの説明の中で申し上げさせていただきましたが、■■■さんは五丁ノ目、勝常、佐野、亀ヶ代集落の9名で構成されております種子組合の構成員でありました。種子組合のメンバーには声をかけましたが、皆さん、規模拡大は考えていないというようなお返事でありましたので、■■■さんの意向もあり■■■さんに決定されたという次第であります。基本的には、手を挙げている方に対しては、お声掛けをし、意思確認をしたうえで、農業委員、推進委員立ち合いのもと調整会議を開いて誰がどこの農地を耕作するかということを決めております。以上です。

5 番委員
議 長
5 番委員

はい、議長。

はい、5番さん。

では、今回は、調整会議は無かったということでもよろしいんですね。要するに希望者はリストに上がっていたけど、声をかけても誰もいなかったもので、両者の合意が優先されたということですね。単純に■■■さんしかいなかったということですね。調整会議を開くために声をかけたけど今回の案件は■■■さんお一人であったので希望通り決定されたという案件ですね。そういう理解でもよろしいでしょうか。

議 長

勝常の種子組合は歴史もあります。コンバインも共同でやっておりますので、本来であれば勝常センター（種子組合）も人だけではなくて田んぼも抜けることとなりますので経営は大変になると思うんです。■■■さんが脱退しますと、■■■さん分の1町8反ぐらいは面積が減るわけでありまして。ですので、会員の中で賄えれば一番良いわけです。以前は、面積が小さい時でしたので、電話で聞き取りだけ行って調整会議も開かずに決めていたこともございました。しかし、最近は、2町、3町以上になりますと多数の方に集まっていたいて、調整会議を開いております。当該集落に担い手がいない場合もありますので、周辺農地に手を挙げている方に声をかけております。ただ、農地中間管理機構を通す場合は担い手でないとできません。近くに自作している農地があるからといってその隣の農地をやりたいといったところで、担い手でない限りできませんので、ご理解ください。農地集積が農地中間管理事業の狙いですので、今回は■■■さんしかいなかったということをご理解していただきたいと思えます。他にございませんか。よろしいでしょうか。他になければ質疑を打ち切りたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長

質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。14番委員。

14番委員 議案第4号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより議案第4号、整理番号2番以外を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第42号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第4号、整理番号2番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第5号、農用地利用配分計画案の検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 すみません、先ほどの議案第4号に対します14委員の質問等で農業経営の状況等の一覧表が付いてないというお話でありましたが、次回このような案件がございましたら、付けるようにしたいと思いますので、今回は申し訳ありませんがよろしくお願ひしたいと思います。では議案第5号に移ります。議案第5号、農用地利用配分計画案の検討について、を議案書47ページにより朗読。48ページをお開きください。湯川村長からの意見を求める旨の照会の文書の写しを添付してございます。村が、中間管理機構から委託を受けて、農用地利用配分計画案を作成することとなっており、その際、村は農業委員会の意見を聞くこと、というのが、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項」の内容となっております。議案第4号で説明させていただきましたが、議案第4号の受付コード33番の■■■■さんの利用権設定に対する配分でございます。受付コード34番■■■■さんに貸付けるというような内容を49ページ、50ページに一覧表で示しております。内容については、議案第4号で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。議案第5号の説明は以上です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第5号、農用地利用配分計画案の検討について、を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第5号、農用地利用配分計画案の検討に

ついて、を採決いたします。

議長 本案に対して、「異存がない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議長 日程第4、議案第6「農地移動適正化あっせん基準」の一部改正、を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号、「農地移動適正化あっせん基準」の一部改正について、を議案書51ページにより朗読。農地移動適正化あっせん基準について、であります。訂正箇所がございましたので、本日配付させていただきました別冊により説明いたします。なお、15日の農地部会・農政部会で説明させていただいておりますので、細かい説明は省略させていただきます。座って説明させていただきます。こちらのあっせん基準であります。農林水産事務次官通知による「農地移動適正化あっせん事業実施要領」の一部改正について、の通知があり、それに伴い村でも改正するものであります。改正内容につきましては、4、5ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が改正前基準でありまして、左側が改正後案の基準になります。主に文言の整理や、法律の改正に伴うものであります。現行のあっせん基準第1の下線部分であります農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人、(農業基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律、附則第3条第2項に規定する旧農地保有合理化法人を含む。とありますのを、左側では農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構とし、下の部分では条番号を下げしております。また、(1)では農業生産法人を農地所有適格法人と改正します。第2の幹旋の順位の中では、現行は法律の施行年と法律番号が漏れておりましたので追加させていただいております。また、4行目になります。新たに認定就農者ということで追加させていただきます。更に第1の(1)中の別表1、第3の(1)中、別表2の数値について改正するものです。(1)の別表1は農業委員会が幹旋をする際の基準面積であります。県からの通知により、農林業センサスの結果を踏まえることとありましたので、2015年農林業センサスの数値をもとに、湯川村の田畑合計面積を実農家数で割った数値で策定しました。ここで訂正させていただきたいのですが、(1)の朱書きの部分であります。文面では農業を営む者の作目及び経営形態別ということで記載されているにも関わらず別表1では、全経営体の面積を設定しておりましたので、朱書きの部分を削除しまして全経営体で設定させていただきたいと思っております。この部分につきましては、現行では、基準面積を水稲・水稲野菜・水稲園芸・水稲肉牛肉豚と項目ごとに分けて設定しておりましたが、合計面積がいずれも210アールとなっておりますので、細かい項目、作目毎による面積の設定を外しまして、すべて含めて300アールとしました。別表2については、湯川村の

基本構想の数値と同一であります。今年度は、市町村基本構想の見直しが実施されまして、湯川村農業委員会でも令和2年8月の定例総会において審議し可決されましたが、農業振興係から県に基本構想が提出されまして、その同意がきたのが令和3年1月15日でありました。県からの同意がないとこのあっせん基準も進められないということがございました。しかし、令和3年1月22日に本村でも公告されましたので、今後は別表2の面積設定であっせん基準についても進められることとなります。施行日ではありますが、只今県との協議中でありまして、県から確認完了の報告をいただきました後、本日の総会で決定をいただきましたらその後福島県に認定申請をし、知事より認定を受けて施行となります。県から修正依頼があった場合は、再度審議することとなりますのでご理解いただきたいと思います。説明は以上です。

議 長 このことについては、昨日の農地・農政部会で詳しく説明がございました。それではこれより議案第6号「農地移動の適正化あっせん事業」の一部改正に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいでしょうか。県とも協議してやるということですので、よろしいですね。

議 長 それでは質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。

議 長 これより議案第6号、「農地移動の適正化あっせん事業」の一部改正を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第6号、「農地移動の適正化あっせん事業」の一部改正を採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地移動の適正化あっせん事業」の一部改正について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 ここで2時間経過しましたので暫時休議とします。再開は5分後の10時55分としますのでトイレ休憩、換気の方を行ってください。

議 長 それでは再開いたします。日程第4、議案第7号「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討について、を議案書58ページにより朗読。59ページをお開きください。今回の湯川農業振興整備計画の変更案につきましては、担当であります農業振興係の■■■■も同席の元進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。令和3年2月2日付けで湯川村長から農業振興地域整備計画の変更案についての文書が提出されました。農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定に基づき農業委員会の意見を求められております。農業振興地域整備計画の変更内容であります。編入・除外・用途区分の別については、農振除外であります。変更後の用途については、宅地として利用。

件数は3筆ということになります。現況地目別面積であります。すべて田で面積は6,991㎡です。農用地利用計画上の用途区分別面積については、農地で5,056㎡、農業用施設用地で1,935㎡となっております。飛びまして63ページをお開きください。農用地から除外しようとする箇所については、大字熊ノ目字亀ヶ代104番1、同じく大字熊ノ目字亀ヶ代104番2、同じく大字熊ノ目字亀ヶ代105番の3筆です。65ページをお開きください。こちらは、農用地利用変更申出書でありまして、令和2年12月18日に事業計画者及び土地所有者が村長に提出した写しになります。事業計画者であります、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX さんになります。土地所有者については、XXXXXXXXXX さんになります。権利の種類については、所有権移転、変更の目的及び必要性であります。が、XXXXXXXXXX さんは現在XXXXXXXXXX で運送業を営んでおりますが、現在の本社敷地においては大型運送車両と従業員の車両の駐車スペースが慢性的に不足しており、台数増加に対応できない状態であるということであり、業務の受注拡大に伴い、米の集荷・販売のための保管倉庫と事務所を計画し、併せて倉庫車両の敷地と一体とした土地の確保に迫られているとのことです。XXXXXXXXXX が所有する候補となる適地がXXXXXXXXXX の本社周辺には所有しておらず、会津の中央に位置する申請地は、交通至便で運送業には適地であり、隣接周辺には人家が無く日照騒音等影響が少ないこの地以外に代わる候補地はなく、この地を選定したということであり、66ページであります。が、事業計画等が掲載してございます。こちらについては、本日お配りしてあります農振除外XXXXXXXXXX 追加説明資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。事業計画であります。が、主な建物及び工作物について説明させていただきますと、倉庫として1487.96㎡、事務所として115.57㎡、そして駐車スペースとして1647.66㎡、あとは車両回転スペースですとか緑地スペースですとかを合わせまして合計で6,991㎡ということであり、その他欄で上水道は近隣北側集落地から水道管を敷設し接続。汚水・雑排水については西側村道にある下水道に接続します。倉庫・事務所につき事業による廃水は生じません。敷地内の雨水は、敷地内周囲にコンクリート製U字溝を設置し、ここの部分であります。西側側溝とありましたのを削除しております。コンクリート製U字溝を設置し、南側県道側溝、東側排水路に放流します。給油設備は設置しません。オイルの交換はディーラーで行います。ということです。周辺農用地等に対する被害防除措置であります。が、北側隣地にはコンクリート製擁壁を設置します。施設は事務所・倉庫・車両の駐車場であり、周辺農用地作物に影響する騒音・粉塵は発生しません。建物は平屋の倉庫であり、最高高さ約10.15mで計画しており、北側隣地との距離は約3.2m確保し、北側隣接長さの3分の1程度の建物の幅として日照を確保します。敷地内の照明灯はLED灯にして害虫の飛来を抑制します。トラックの洗車場の排水はグリーストラップを設置して油性分を分離除去した水を排水します。ということで対策をします。当該土地を選定した理由及び経緯であります。が、現在本社において、大型貨物自動

車 14 台、牽引車 4 台、トレーラー 1 台を保有、他社トレーラー 3 台を使用して営業しているそうです。しかし現在の敷地では従業員の車両と台数増加に対応ができない状況にあるということであります。また本社は山間部にあるため、冬期間による急坂、急カーブな道路では危険を危惧しながら運行している状況にあるということです。今回、業務の受注拡大に伴いまして、米の集荷・販売のための低温保管 2 室を備えた倉庫を計画し、併せて運送車両の敷地と一体とした土地で探していたということでありますが、当社が所有する土地が■■■■■の本社周辺にはなく、近隣の何か所か候補地を選び比較検討をしたそうですが、交通至便を求められる運送業においては、申請地は最適な条件を備えており、先ほども申し上げましたが、隣地周辺に人家がない、日照騒音等影響が少ないこの地を選定したということであります。1 ページを見ていただきたいのですが、2 月 15 日の農地部会・農政部会の中で皆さんからいただきました懸案事項について、こちらの方でまとめまして、翌日の 16 日に間に入って手続きをしている■■■■■さんに来ていただいて話をしました。内容ですが、番号がついている箇所がこちらで指摘した部分でありまして、それに伴う対処ということで■■■■■さんから回答をいただいております。1 番、トラックから発生するオイル等の油対策を示すこと、用排水路に流れることが決してないように。対処としましては、敷地内において給油所は設置しません。またオイル交換はディーラーで行いますので油類の流出の恐れはありません。将来オイル交換を行う際には廃オイルの保管量に備えた防油堤を設置して、保管場所から廃オイルが流出しないような措置を講じます。トラックの洗車は洗車スペースにて洗車を行い、洗車スペースは溝により区切ります。洗車スペース内の洗車により洗い落とした油性付着物は、スペース内に設置するグリーストラップを通過し、油性分と水を分離して敷地内の排水溝に流し、排水溝を通して敷地外に流出させます。グリーストラップは管理の徹底に努めます。2、隣接する農地の耕作者から同意を得ること。対処としまして、西側農地と東側農地の関係者より同意を得るようにします。北側は申請人所有ですので同意対象ではありません。3、五丁ノ目集落、勝常集落、堂畑集落から同意をとること。こちらについては、排水から流れた水をポンプアップして勝常、堂畑に用水として使用するというものでありましたので、そちらについてはやはり集落からの同意を得てくださいというお話をさせていただきました。図面については 6、7 ページを見ていただきたいと思います。7 ページに開発予定箇所ということで白く括ったところが申請地でありまして、その横に赤い線がありますが、赤い線が排水として流水される線になります。左の方に行きますと青い丸が 3ヶ所ありますが、そこがポンプアップされる箇所でありまして、そこでポンプアップした水を用水として使用するというものであります。青い線が用水として使用する線でございます。黄色い線については大排水であります。ですので、排水を用水として利用している集落に対し説明会を開いていただいて同意を得るようお願いをいたしました。対処としまして、説明会を開催して同意をとる

ようにします。ということでありまして、4、申出書のその他の雨水処理方法について、西側側溝、南側側溝に雨水を流す記載になっているため、修正すること。対処としまして、西側側溝には流しません。南側側溝の流下先は東側排水路なので、南側側溝と東側排水路に流します。5、照明の影響による害虫対策を示すこと。対処としまして、敷地用の照明及び会社照明看板については、LED灯にして害虫の飛来を抑制します。ということでありまして。そのような内容を指摘事項として申し上げましたが、本来であればもう一つの資料「■■■■農振除外案件に係る法的根拠当資料」の一番後ろのページをお開きいただきたいのですが、湯川村国土利用計画の①と書いてある部分が道の駅でございます。そこからの右側が県道沿いになります。この県道沿いについては、宅地化にするということで手順を踏んで議会の議決を得て村が定めた市町村計画であります。農業振興地域整備計画の全体の見直しの時は見直しに含められてなかったかもしれませんが、この国土利用計画の中でピンク色に染められた部分については、このような申請があった場合、農地転用の基準に合致すればこの国土利用計画によりに進められるということになりますので、委員の皆さまにはご理解いただきたくお願いいたします。なお、今回の案件つきましても、除外されますと1種農地に該当します。流通業務事業に該当し特に問題がなければ許可見込みとなりますのでよろしくお願いいたします。私からの説明は以上になります。

議
鈴
議
鈴
長
木
長
木

農業振興係の■■■■さん、補足説明はございますか。

はい、議長。

はい、■■■■さんお願いします。

それでは、私の方から今ほどの説明に追加で何点か説明させていただきます。先日の農地・農政部会の方でご指摘いただきまして点について補足追加で挙げさせていただきました。その中で、3ページから5ページまでは先回の資料では付けてなかった部分ではありますが、なぜ■■■■の農地を選定したかという選定理由でありまして、■■■■さんのほうで4か所ほど挙げた中で、■■■■の地が一番最適であったという理由書でありますのでご確認ください。そして、併せてお配りしましたA3カラーの土地利用計画図につきましても、月曜日(2月15日)配布しました資料の中の文言等、何点か修正しております。まず、害虫対策ということがありましたので、LED照明を合計5か所ほど図面におとしてあります。車両の進入路の所と、事務所の南側、北側の真ん中に1か所、東側の排水の緑地スペースの上下に1か所ずつでして、これらは田んぼ側には向けずに敷地の方に向けるということです。LEDの照明を使うことによって害虫が寄ってこない効果が期待できるということを確認しております。その他、トラックからオイル漏れが発生するという懸念が一番大きいと思うのですが、それについては先ほど大場係長からも資料説明ありましたが、給油所は敷地内に設置しない、オイル交換は行わない、尚、将来的に行う場合にはオイル堤を設置するというので、オイルから発生する汚水の排水へ影響はないと思われ

ますが、ただしトラックの洗車は行うということを現時点で確認しております、その為、トラックの洗車スペースを敷地入ってすぐ右側に記載しております。こちらについては、グリーストラップとあって、油と水を分離するためのマスキタみたいなものですが、そちらを設置するという事です。なお、グリーストラップ自体を東側の排水路に設置したほうが良いのではないかと意見したのですが、東側の排水路にグリーストラップを設置した場合は、この敷地の排水が全部東側に流れるので、雨が降った場合にそこですべて受け止めることになってしまうので、グリーストラップが全部の水を吸収してすぐ溢れてしまい、効果を一切発揮できないということで、洗車などで油汚れが発生しそうな所にだけポイントを絞った形でグリーストラップを設置する、といった計画、対応策を伺っております。私からの補足については以上です。

議 長
事務局長

はい、それでは局長。

はい。様々な意見等を部会でもいただきまして、それぞれ確認していく形で進めたところでございます。土地利用計画ということで、構想図に入ってますという話はさせてもらったのですが、この利用計画上では土地利用の転換のということで計画に入っております、まず農用地の利用転換については食料生産の確保、農業経営の安定等地域農業に及ぼす影響に留意しつつ、無秩序な転用を抑制し、周辺の土地利用との整合を図り、自然環境保全の観点からも営農環境が確保されるよう計画的に行うものとし、また、大規模な土地利用転換については地域に与える自然的社会的影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域をも含めて事前に十分な調査と調整を行い、地域住民の意向に配慮するとともに村土の保全と安全性の確保、調整池や排水路等、周辺環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の転換を図ります、ということで記載がでございます。今ほど様々な疑念をいただきましたけれども、再度五丁ノ目集落、勝常集落、堂畑集落に説明をして、地域の同意、了承を得る形で進めて下さい、ということで申し上げているところでございます。繰り返しになりますが、農業用排水に流すということもあり、農業用水としてポンプアップする地域でもございますので十分説明を尽くしていただき、地域との調整を図ったうえで進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上です。

議 長

はい。一応事務局からの説明はしました。先だつての部会等でも皆さんから質問や疑念などがあつた部分については本日、対処法ということで皆さんに報告しているわけでございますが、それも合わせて質疑のある方はご質問いただきたいと思っております。ございませんか。

4 番委員
議 長
4 番委員

はい、議長。

4 番委員さん。

前回（2月15日）いろいろ質問をして回答をもらったのですが、なぜ今の時期に農振除外をするべきなのかを聞きたいのですが。

議 長
鈴 木

はい、鈴木くん。

はい、議長。お渡しした資料で[]さんの農振除外に関わる法定根拠等資

料ということでこちらをご確認いただきたいのですが、農振除外の申し出が事業者からあった場合に受付をして変更等しなければならない、といった部分の法律が記載されております。第13条の太書き下線二重線で書いてある部分が今回の変更に係る部分でございます。昨年度に総合見直しという形で村全体の農振除外の見直しを行いました。今回たまたまこの時期に事業者から申し出があったので、村で現在農振除外に向けて協議、精査、確認を行っているところでございます。

議長
4番委員

はい、4番委員。

あそこは優良農地ですが、直売所として転用した経過があります。実際そこは何年もかかって（直売が）ほとんどできなかった経過があるなかで、その場所が見えてしまったために■■■■さんがこの場所が適しているのではないかという話がでてきているのだと思います。要請があっても見直しは2年前にやったので農振除外はあと5年後になりますよ、とか、そのようにして優良農地は潰さないようにできなかったのか、そこを確認したいのですが。

鈴木
議長
鈴木

はい、議長。

はい、鈴木君。

はい、議長。先ほどご回答しました通り、村の方では変更については随時受け付けるということでありまして、且つ、農業施設用地としてそういった経緯があったことも把握しておりましたが、■■■■さんがどういった目的でこの土地を選定してきたかということまでは、こちらの資料につけた通り、選定候補地としてここが最適だったということしか村としては受けとめていなかったということが実情で、今回除外の受付をしたところです。

4番委員
議長
4番委員

はい。

はい、4番委員。

この場所が最適だということで、村の方は同じ選定だということで考え方が上がってきていますが、それならばそんなに必要であるならば、浜崎の工業団地がありますので、工業団地をもう少し面積を広げて、そういう所に移動してやらなければ、優良農地はどこでも農振除外できますよ、と。それではやはり農業者からすればおかしな話になるのではないかと思います。

事務局長
議長
事務局長

はい、議長。

事務局長。

はい、議長。この分においては土地利用構想に該当している地域ということなので、どこでも除外できるわけではなく、該当しているという中で役場としては確認と協議を進めてきたということです。どこでもできるわけではない、ということをご理解いただきたいと思います。

議長
4番委員

4番委員さんよろしいでしょうか。

土地利用計画ではそれは計画されているのですが、物流関係は工業系ですから、交通の便が良いからといって県道を選ぶと、湯川村は農振区域にほとんど入っているのですから、工業団地を作っているのですからそちらを拡張させるべきではな

いですか。

議 長
事務局長

はい、事務局。

はい、議長。工業団地の周辺についても、利用計画図では計画されているのですが、今回はこの亀ヶ代の部分で申請いただいて進めてきているという形です。

4 番委員
議 長
4 番委員

はい。

はい、4 番委員。

業者から申請があがったから、という意味合いではなくて、逆に言えばこういう申請があがってきたら村としては、農振は守っていくとか、工業団地があるのだからその周辺に作れば何も問題はないと思います。給油所を作らない、洗車による油流れを防ぐなどの対策が書いてはありますが、除外が通れば転用も間違いなく通るわけですから、その後に給油所を作ったり洗車をしたりしたらもうストップはかけられません。そういうことで、上流に作るよりは工業団地のほうの下流側に作るほうが排水の問題も対処できるのではないかなと思います。逆に言えば、湯川村の中でなくても他の地域でもできるのではないかと考えられますが。

議 長
事務局長

事務局長。

今回の選定地域の資料をつけていますが、4 点の候補地のなかで今回ここに選定させてもらいたいということで進めてきているところでございます。農地ですから、様々な部分で周辺への影響を確認していかなければならない部分がありますので、様々なご意見をいただいて、確認をしながら進めたいと思っております。また、集落へもこれから説明してもらいますので十分確認していきたいと思っております。

議 長
4 番委員

4 番委員。

■■■■さんという会社ですので、農家の人が何か作りたいというならば作ってもいいのですが、こういう大きな会社ならばそこに作らなくても工業団地の方に向けて誘導するべきではないかなと思います。

議 長

新たな意見として、今の候補地でなく湯川村の工業団地や線引きされている所はまだまだあるわけですので、その辺については候補地の見直しも出たわけですが、いつまでも平行線になりますので。

5 番委員
議 長
5 番委員

はい、議長。

はい、5 番委員。

国土利用計画構想図がありますが、村民も含めてどのような経過で認識してもらっているのか。そして、土地を求めるときは不動産の方とかはこの図を見て可能性があるかないかを見ているということを知ったことがあります。かつて、こういう図を作るにあたっては、こうしてください、とか、こういう時はこれを優先してくださいね、などという付帯事項を農業委員から出して議会にかけられたのかどうか、それとも、そういった文言が一切なくて村民にまで説明がなされているとなると…。こう言うのは何ですが、法律に基づいて申請者が粛々とやっていけば、どんな農地でも、こう直します、ああ直します、と

やっっていけば除外できてしまう。そういう時のブレーキとなる条項がなかったのか。今の委員の方でも疑問を感じるのに、かつてだって（疑問は）あったはずではないかなと思うのです。なので、そういうことも含めて申請を受領、完全受領ではないとは思いますが、検討のテーブルに上げていくということになっているのだと思うのです。そこの判断をどういうふうにしたのかなと思うところです。

議 長
事務局長

はい、事務局。

はい、お答えいたします。まず、土地利用計画の構想図ですが、平成28年に策定しております。土地利用計画策定会議を進めながら、都市計画審議会に諮問しております。そして都市計画審議会から答申いただき、議会全員協議会に説明した後、福島県との事前協議もございしますが、村民へのファブリックコメントを平成28年11月8日から22日に実施しております。その後12月に第1回湯川村新しい村づくり推進会議に原案を諮問しております。12月5日の第2回湯川村新しい村づくり推進会議を開き、その翌日6日に推進会議会長より原案について答申いただいております。そして12月15日に湯川村議会12月定例会において計画案の議決をいただいております。都市計画審議会からの答申の中では、付帯事項といいますが、優良農地を守ることを前提として計画を進めること、ということいただいております。特に、佐野目地区県道沿線の開発については農地の水利の確保及び管理を考慮した開発に努めること、ということいただいております。それについては十分に審議を尽くして開発をしなくてはならないということで協議を進めているところでございます。

議 長
5番委員

5番委員。

前回この構想図を作るにあたっての当時の環境と、現時点で申請が上がってきた現在の経済事情や交通事情などといったことの変更はないのですか。優先順位など、特別変更することはないのでしょうか。

議 長
事務局長

はい、事務局長。

国土利用計画は今ホームページでも公開されておりますが、この中では1番から7番として地目転換要因となる主要事業としてあるのですが、例えばこの佐野目地区の部分はこちらに誘導するとか、そのような文言はないということで確認しております。

5番委員

ということは、今ほど4番委員からもありましたけれども優先順位というのはあるはずですよ。開発などいろんな面で土地利用するはずで、付帯決議まであって、優良な農地を守りますといった場合に、土地利用を考えるうえでの優先順位を重点においてやっていきます、特に付帯事項が付いているのが①番の地区ということになっているのであれば、優先順位は自ずとそれ以外の地区が優先順位として高いわけですよ。付帯事項が付くということは懸念があるということで普通は解釈できると思うので。そうでなくて今回（申請が）あがってきて、これで進めるということであれば、やはり優先順位がついているところのほうが…。それができないというのは、やはり村の土地利用計画とは一致

しません、という判断になるのではないかなど。今の説明を聞いただけではそういう解釈にしかならない。最もベースである土地利用計画を諮問して、それで出てきたことと整合性がとれないな、と今の時点では私は解釈したのですが。はい、事務局長答弁。

議 長
事務局長

事業が7区あるということで、①は民間開発、②④も民間開発で計画しておりますということで、この中で優先順位があるということではありません。

議 長

先ほど4番委員さんも疑念あったのですが今の場所が平成15年に農業委員会の中で農地転用にかかったわけです。直売所として何年やったかわかりませんが、私も平成20年から農業委員やりましたのでそれ以前のことなのですが、私が農業委員になったその後何年かは直売所をやっていました。土地所有者の■■■さんが中心となってやっておりました。当時は道の駅もなかったし、直売所として2反近くのあの場所を農転したわけでございます。ただ、その後直売所が廃止になって営業を取りやめてしまったので、元のように復元してくださいということで、今年も皆さんにやってもらったのと同じように農地パトロールを当時私もやりました。当初の計画通りに進んでいないので元に戻してください、と何度も催促しましたが、実際はそのまま今の状態のまま時間が経ってしまいまして、完了報告も出てしまいましたので、もうそこは農地ではなくなったということになりました。そういった曰く付きの色々なことがあったということもあり、我々も思う所があったわけです。ただ、道の駅ができてからは近くで良い場所で、私も当初は今回の運送業は、コンビニやスタンドなどのように公益性は無いと思っておりましたが、村の計画の中では運送業についても認められるというような場所になりましたので、この申請が出ているわけでございますが、先ほど5番委員さんも言った通り、村としては開発や農振見直しの部分では大きく色が染まっているわけでございます。工業団地も埋まっておりますし、その周辺はまだ基盤整備されていない所も残っておりますが、商業地域でもなく、あくまでも運送業ですので。湯川村の都市計画の諮問の資料をお渡ししましたが、当時私も委員長で土地改良区も3つありますから、その3つの代表の方のうち当時中央土地改良区の代表であった■■■さんが副委員長でありました。■■■さんからもあの場所の開発については、排水の問題も含めて十分に注意を払って取り組んでほしいとのことでした。そこで先日■■■さんに電話連絡をとりました。もちろん■■■さんは、今は土地改良区を離れており、この件について異論とかそういったものは仰っておりませんでした。今回は住宅とかではなく一つの会社ではございますが、上下水道の場所を選定したということですので今回の申請に至ったということでもあります。あと、今の件やその他ご質問がございましたらお願いします。

12番委員

はい、議長。

議 長

はい、12番委員。

12番委員

隣接する農地の同意ということでこれから説明があるということですが、私も関係してしまして不安があります。緑地側に約1町2反ばかり所有田がありま

すが、大型駐車スペースがこんなにあってガス排気の問題とか、LEDの電気を使うと言っていました、害虫が飛び交うということはゼロではないと思うのです。あとは水路の問題の説明もありましたが、実際箱モノが建ってみて、隣に農地がある、出来てしまってからでは、しょうがないしょうがないと言って不安を抱えながら農地を耕作していかなくてはならないのではないかなと予測しました。■さんも言われましたけれども、そういうところに約7,000㎡の大きい農地ということで、農地転用の上限というのはどうなるのでしょうか。1万、2万㎡でも大丈夫なのか、その辺の村としての考えはどうなのでしょう。公的なものであれば、湯川村の皆さんの理解のもとに皆さんが使うというのであれば認められると思いますが、これは民間です。どうなのでしょう。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

農地転用の面積のしぼりについては、今現在はたぶん無いと思われま。すみません、私も確認不足ではありますが、ただ、3000㎡以上の開発であります、県の開発許可が必要となりまして、また、県の農業会議の意見を聞くこと、となっておりますので、そちらの方でも審議される状況であります。ただ、面積何平方メートルまで、というようなしぼりは、すみません確認不足ではありますが、現時点ではないと思われま。

12番委員

でもこういうのは湯川村としてある程度考えておかなければいけないレベルではないですか。これだけだったらOKとか、そういったことを村として決めておくべきではないですか。

事務局長
議長
事務局長

はい、議長。

はい、事務局長

はい。土地利用計画4構想図に外れる部分や周辺関係の影響など十分確認して進めなければならないということで、今現在協議をさせていただいていますが、十分協議、審議を尽くして進めていかなければならないと思っております。優良農地ですので、どこでも開発できると思っているわけではない、ということでご理解いただきたいと思いま。

7番委員
議長
7番委員

はい、議長。

はい、7番委員。

なぜこの■という運送会社さんが湯川村を選んだかということですが、運送業者ですから、会津地方ばかりでなく全国を回っておられるのだと思いま。会津地方ばかりとは言っても、会津で一番交通の便利なところは高速道路のインターがあって広規格道路のインターがあるアピオ周辺だということは皆さんよく分かっておられると思いま。なぜこの湯川村なのか、ということ。先程の4番委員さんからのお話にもあった通り、湯川村の農振区域は同じ農地でも他とは違いまして極めて優良農地だと私は思っております。その優良農地をわざわざ潰してまでどうしてこれを作るのかということ。前回の15日から訂正している資料があるのですが、訂正したのは良いのですが、

当初の計画をこんなに簡単に訂正できるような計画を最初から作ったのですか。排水の件とか、土地改良区には話は通っているのですか。

議 長 土地改良区の方は後で6番委員から話してもらいます。

鈴 木 はい、議長。

議 長 では、鈴木さん、どうぞ。

鈴 木 はい、議長。まず先に、なぜ湯川村を選んだかということですが、こちらで聞き取っている限りでは、この候補の土地を選定した理由書に書いてある通りであり、それに加えて、その土地の売買を斡旋している仲介人の方とちょうどマッチングしたといえますか、確保・売買の話までこぎつけたのがこの土地だったということは伺っております。そして、この計画書の訂正の部分につきましては、農振除外についてはまず初めに村の方で確認し、その後県に事前協議、その後に農協さん、土地改良区さん、農業委員会さん、そして住民の方から意見や申し入れ等を受けまして、最終的に県に本協議して決定、という流れになるのですが、その中で意見をいただいて、修正をしながら適切な形の計画に作っていくということで、前回のご指摘を受けて今回このような形で修正させていただいたというところであります。なお、事前に私の考えが及ばなかったところで大変申し訳なかったのですが、先日農業委員会さんにご指摘を受けるまでは私の方でも業者の方からは汚水等は発生しないとお伺いしていたので、そういった問題が発生するということが想像できなかったもので、今回ご指摘を踏まえてこのような対策を練るように計画を修正したところであります。

議 長 はい。では中央土地改良区の理事長さんの意見を聞いてもらいましたので、6番委員さんお話してください。

6番委員 理事長に電話を入れました。電話で話したのですが、まだ理事会を開いていないのですが、5,000㎡以上の場合には必ず理事会を通さなくてはいけない規約があるらしく、これから理事会を開いて最終的な判断をする、という話をしておりました。なので、理事会より先に、承認をいただいた、というのはちょっと私は理解できないですけれども。理事長とは、理事会の結果待ちですね、という内容の話をしたところですよ。

議 長 一応、会津中央土地改良区からは「依存のない旨」という報告は受けてあるのですが、先ほど言った通り、まだ理事会にはかけていなかった、と。それで、現地を確認に来るということでした。

6番委員 それで、ちょうど大雪の日だったと思いますが、土地改良区で排水の件など現場確認に来ますという話がありました。役場の方でもその日現場確認するという話をしていましたので、ダブルで現場確認するのかな、と理解しました。

7番委員 はい、議長。

議 長 はい、7番委員さん。

7番委員 五丁ノ目集落さん、勝常集落さん、堂畑集落さんが道路に近いと書いてあるのですが、今転用にかかるこの地番の土地は亀ヶ代の土地ではないのですか。亀ヶ代の土地なのにどうして亀ヶ代集落の同意を取ろうとしないのですか。我々

に言われて初めてそれに対する対応ばかりやっけていてもしょうがないのではないですか。当該集落の亀ヶ代集落の同意を得るとするのは真っ先に必要なことではないのですか。そう考えるのが普通だと思うのですが。もう一つ言わせてもらえば、八田街道の南に佐野集落もありますが、八田街道の下にそういう開発を予定しているというのであればすべての集落にやはり影響があると思うのですが、そういうふうに皆さんまだ考えられないですか。言われてからの対応ばかりで…。そして、会津盆地の真ん中だからどうしても湯川村が良いというのも分かるのですが、私から言わせてもらえれば、今高速の時代なのです。インターが全部集中しているのがアピオ周辺なのです。会津盆地の中であれほど運送業に適した土地はないと思います。優良な農地を潰してまでどうしてここに作らなくてはいけないのか、ということです。そこを考えなくてはならないと思います。そして排水についてですが、言われないと分からないのか。取ってつけたようなことばかりやっていたら全部後手後手だ。何か物事をやろうと思ったら後先考えて、10年後20年後のことを考えて、本当に入って来る気があるのだったら、近隣のことを考えて、そういう物事の進め方が当たり前だと思うのです。

事務局長 兼子分が一番近いということで五丁ノ目集落だと考えていたのですが、亀ヶ代について業者と協議したいと思います。佐野集落までは農業用水でいえば上流ですので、佐野集落までは影響はないのではないかと考えているところでございますが、検討したいと思います。

7番委員 それは、村全体を考えてやっていただきたいということです。

事務局長 鈴木君も申しあげましたように、農業用水の排水の件については委員おっしゃる通り、事務局としても確認不足ということで反省材料で、今後このようなことがないようにします。

7番委員 排水の件については特に勝常地区においては、ご存じの通り議会で問題になるほど水不足で困っております。排水を使うということが当たり前の状態になっております。堂畑の末端まではなかなか厳しいということです。それを踏まえて考えますと、こういうものを作ったらどうなるか…ということです。

議長 私から一つ回答しますが、7番委員が言った通り、会津の中央はアピオだと思います。ただアピオにそれだけの敷地があるないかは分かりませんが、ただ私も運送業だけだと思っていたら低温倉庫で営業倉庫を計画しているようです。1,000㎡以上あって湯川村の米が全部入るような低温倉庫が主になるようなことも考えているようです。今はあくまで農振除外で、入り口の部分でございませぬ。先ほど、前回15日の問題点が出て今日に来たのですが、今日もまたいろいろ問題が出ました。もうお昼になりますし退席した方もおりますので、今日はここで結論を出せないとしますので、今の皆さんからのご意見などを踏まえて、それらが全部解決してから決めるということで、棚上げしておきたいと思いますがいかがでしょうか。結論を今出すのは無理でしょう。

4番委員 工業団地もあるのだから、そういう所に誘導できないのか。ここで農振を除外

してしまえば、この転用の申請通り流通運送業で農地転用できてしまうのだから、その前に農振除外でどうするのか、他に本当に土地がないのか。

議長 よろしいでしょうか。今の段階で無理して採決できませんね。今農業委員は2人欠席していて6人ですから。今農振除外すればすぐに農地転用で、具体的な事業費の分など出てきて進みます。今日は棚上げするというところでどうでしょうか。休議して午後までやっても結論は出ませんよね。

4番委員 事務局の方で再度検討してもらいたいです。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局長 一応2月19日までの期限があって、同意いただければ回答するというスケジュールがあったのですが、19日までに同意の回答はできないということで事務を進めますので、再度いろいろ更に確認と協議を進めて同意いただけたら回答、という形で。会長言った通り、ここでは結論が出ないということで、一旦そうさせていただきたいと思います。

議長 そういうことで質疑を打ち切りたいと思います。尚この案件については、今ほどこ言いました通り解決していない課題が残っておりますので、「湯川農業振興地域整備計画の変更案」については賛成か反対を決めるのではなく、課題解決後に再度本委員会で協議する旨の回答をするのはいかがでしょうか。ということで質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 それでは質疑を打ち切ります。

議長 本日の議題はお昼までかかってしまいましたがすべて終了いたしました。私の議長の配慮も足りなくて、皆さんの納得いくようなことが出来なかったわけではございますが、議題はこれで終了いたします。第748回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第3号 原案のとおり承認

議案第4号 原案のとおり決定

議案第5号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第6号 原案のとおり決定

議案第7号 課題解決後、再度本委員会に協議する旨の回答をするに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和3年2月18日午後0時02分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年2月18日

湯川村農業委員会

会 長

7 番 委 員

2 番 委 員